

# 山梨県公報

号外第十四号

平成十八年

三月三十日

木 曜 日

## 目 次

行政機関等の再編整備に伴う関係規則の整備等に関する規則……………一

## 規 則

### 山梨県規則第一号

行政機関等の再編整備に伴う関係規則の整備等に関する規則を次のように定める。  
平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

行政機関等の再編整備に伴う関係規則の整備等に関する規則

（山梨県行政組織規則の一部改正）

第一条 山梨県行政組織規則（昭和四十三年山梨県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

#### 第三章 出先機関

第一節 地域振興局の内部組織及び事務分掌（第十五条の三）

#### 目次中

第二節 地域振興局の職及び職務（第十五条の六 第十五条の八）

第三章 出先機関に改め、「第三節」を「第一節」に、「地域振興局以外の出先機関の設置」を「設置」に、「第十六条の三」を「第十六条の五」に、「第四節」を「第二節」に、「地域振興局以外の出先機関の職」を「職」に改める。

第十条第二項中「総務部長」を「企画部長」に改める。

第三章第一節及び第二節を削る。

第三章第三節の節名中「地域振興局以外の出先機関の」を削る。

第十六条第一項中「山梨県消費生活センター」を「山梨県東京事務所」に、「山梨

山梨県酪農試験場

山梨県総合農業試験場を「山梨県総合農業技術センター」に、  
山梨県峡中農業改良普  
山梨県東山梨農業改良  
山梨県東八代農業改良  
山梨県西八代農業改良  
山梨県南巨摩農業改良  
山梨県北巨摩農業改良  
山梨県南都留農業改良  
山梨県北都留農業改良

及センター

普及センター

普及センター

普及センター

普及センター

普及センター

普及センター

普及センター

普及センター

普及センター

普及センター

普及センター

普及センター

普及センター

普及センター

普及センター

普及センター

普及センター

普及センター

普及センター

普及センター

普及センター

普及センター

普及センター

普及センター

普及センター

普及センター

保健福祉事務所

併置する保健所

第十六条の三 山梨県行政機関等の設置に関する条例（昭和六十年山梨県条例第一号。以下この条及び次条において「条例」という。）第五条の規定により設置された保健福祉事務所に条例第九条の保健所を次の表のとおり併置する。

山梨県中北保健福祉事務所	山梨県中北保健所
山梨県峡東保健福祉事務所	山梨県峡東保健所
山梨県峡南保健福祉事務所	山梨県峡南保健所
山梨県富士・東部保健福祉事務所	山梨県富士・東部保健所

(総合農業技術センターへの併置)

第十六条の四 山梨県総合農業技術センターに条例第十四条の山梨県病害虫防除所を併置する。

第三章第三節を第一節とする。

第三章第四節の節名中「地域振興局以外の出先機関の」を削る。

第十七条の見出し及び同条第一項中「地域振興局以外の」を削る。

第十八条第一項中「消費生活センター」を「地域県民センター、県民生活センター」に改め、「自動車税事務所」の下に、「保健福祉事務所」を、「精神保健福祉センター」の下に、「林務環境事務所」を、「大阪事務所」の下に、「農務事務所」を加え、「総合農業試験場」を「総合農業技術センター」に改め、「地域農業改良普及センター」を削り、「農業大学校」の下に、「建設事務所」を加え、同条第十七項を同条第二十項とし、同条第十六項を同条第十九項とし、同条第十五項中「総合農業試験場」を削り、同項を同条第十八項とし、同項の前に次の二項を加える。

16 農務事務所に副所長を置く。

17 総合農業技術センターに副所長を置く。

第十八条中第十四項を第十五項とし、第五項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5 保健福祉事務所に副所長を置く。

第二十条中「地域振興局以外の」を削る。

第二十二條第一項中「及び水産技術センター」を「並びに保健福祉事務所、保健所、水産技術センター及び建設事務所」に、「総合農業試験場」を「総合農業技術センター」に改め、同条に次の二項を加える。

3 保健福祉事務所、保健所及び建設事務所の支所に次長を置く。

4 次長は、上司の命を受け、その所掌事務を整理し、支所長を補佐する。

第二十三條第一項及び第三項並びに第二十三條の二第二項中「地域振興局以外の」

を削る。

第三章第四節を第二節とする。

第二十四條第二項中「総務部長」を「企画部長」に改める。

別表第一の一の表企画部の部企画課の項第十一号中「地域振興局との総合的な連絡及び調整」を「地域県民センター」に改める。

別表第一の一の表福祉保健部の部福祉保健総務課の項第七号中「保健所」を「保健福祉事務所及び保健所」に改める。

別表第一の一の表森林環境部の部森林環境総務課の項第十号中「環境科学研究所」を「林務環境事務所、環境科学研究所」に改める。

別表第一の一の表森林環境部の部国有林課の項第一号中「国有林野経営計画」を「国有林野の管理計画」に改める。

別表第一の一の表農政部の部農政総務課の項に次の一号を加える。

四 農務事務所に關すること。

別表第一の一の表農政部の部農業技術課の項第十六号中「総合農業試験場」を「総合農業技術センター」に改め、「地域農業改良普及センター」を削る。

別表第一の一の表土木部の部土木総務課の項第七号中「新環状・西関東道路建設事務所」を「建設事務所、新環状・西関東道路建設事務所」に改める。

別表第一の一の表県民生活課の項第三十一号中「消費生活センター及び県民相談センター」を「県民生活センター」に改め、同項第三十二号中「消費生活保護審議会」を「消費生活審議会」に改める。

別表第二の表管理課の項に次の一号を加える。

十一 かに係る会計課の項第一号から第五号までに掲げる事項に關すること。

中北地域県民センター

総務課	葦崎市
県民課	
会計第一課	
会計第二課	
峡中総務第一課	甲府市
峡中総務第二課	
会計第三課	

別表第五消費生活センターの項を削る。 別表第五総合県税事務所の項を次のように改める。		総合県税事務所 総務管理課 特別徴収第一課 特別徴収第二課 調査収税課 事業税課 不動産取得税課 間税課		甲府市				
峡東地域県民センター 総務課 県民課 会計第一課 会計第二課	甲州市	峡南地域県民センター 総務課 県民課 会計第一課 会計第二課	南巨摩郡鯉沢町	富士・東部地域県民センター 総務課 県民課 会計第一課 会計第二課	都留市	西八代総務課 西八代郡市川三郷町	北都留総務課 吉田総務課	大月市 富士吉田市

別表第五甲府保健所の項、日下部保健所の項、石和保健所の項、身延保健所の項、小笠原保健所の項、葦崎保健所の項、吉田保健所の項及び大月保健所の項を次のように改める。			
中北保健所 福祉課 長寿介護課 衛生課 地域保健課	甲府市	中北保健福祉事務所 福祉課 長寿介護課 衛生課 地域保健課 健康支援課	甲府市
峡東保健福祉事務所 福祉課 長寿介護課 衛生課 地域保健課 健康支援課	山梨市	峡南保健福祉事務所 福祉課 生活保護課 長寿介護課 衛生課 地域保健課 健康支援課	南巨摩郡鯉沢町
富士・東部保健福祉事務所 福祉課 長寿介護課 衛生課 地域保健課 健康支援課	富士吉田市	中北保健福祉事務所 福祉課 長寿介護課 衛生課 地域保健課	甲府市

	健康支援課	山梨市
峡東保健所 福祉課 長寿介護課 衛生課 地域保健課 健康支援課		山梨市
峡南保健所 福祉課 長寿介護課 衛生課 地域保健課 健康支援課		南巨摩郡鯉沢町
富士・東部保健所 福祉課 長寿介護課 衛生課 地域保健課 健康支援課		富士吉田市

別表第五衛生監視指導センターの項中「検査課」を「検査第一課」「検査第二課」に改める。

中北林務環境事務所 環境課 森づくり推進課 県有林課 治山林道第一課 治山林道第二課		環境課 森づくり推進課 甲州市
峡東林務環境事務所 環境課 森づくり推進課		甲州市

	県有林課 治山林道課	西八代都市川三郷町
峡南林務環境事務所 環境課 森づくり推進課 県有林課 治山林道課		西八代都市川三郷町
富士・東部林務環境事務所 環境課 森づくり推進課 県有林課 治山林道第一課 治山林道第二課		都留市

別表第五森林総合研究所の項中「総務課」を「総務課」に、「企画指導部」を「普及指導部」に改める。

中北農務事務所 地域農政課 農業農村支援課 農村整備課 農業基盤第一課 農業基盤第二課		地域農政課 農業農村支援課 農村整備課 農業基盤第一課 農業基盤第二課 甲州市
峡東農務事務所 地域農政課 農業農村支援課 農村整備課 農業基盤第一課 農業基盤第二課		地域農政課 農業農村支援課 農村整備課 農業基盤第一課 農業基盤第二課 甲州市
峡南農務事務所 地域農政課 農業農村支援課 農村整備課 農業基盤課		地域農政課 農業農村支援課 農村整備課 農業基盤課 西八代都市川三郷町

富士・東部農務事務所	地域農政課 農業農村支援課 農村整備課 農業基盤課	都留市
------------	------------------------------------	-----

別表第五病害虫防除所の項中「甲府市」を「甲斐市」に改める。  
別表第五総合農業試験場の項及び果樹試験場の項を次のように改める。

総合農業技術センター	総務課 企画研修部 環境部 栽培部 生物工学部 農業技術普及部 調査部	甲斐市
果樹試験場	総務課 育種部 栽培部 環境部 果樹技術普及部	山梨市

別表第五峡中農業改良普及センターの項、東山梨農業改良普及センターの項、東八代農業改良普及センターの項、西八代農業改良普及センターの項、南巨摩農業改良普及センターの項、北巨摩農業改良普及センターの項、南都留農業改良普及センターの項及び北都留農業改良普及センターの項を削る。  
別表第五農業大学の項の次に次のように加える。

中北建設事務所	総務課 用地第一課 用地第二課 道路課 河川砂防管理課	甲府市
---------	---	-----

富士・東部建設事務所	都市整備課 建築課	甲州市
峡東建設事務所	用地課 道路第一課 道路第二課 河川砂防第一課 河川砂防第二課 都市計画・建築指導課	西八代都市川三郷町
峡南建設事務所	用地課 道路第一課 道路第二課 河川砂防第一課 河川砂防第二課 都市計画・建築指導課	南巨摩郡身延町
富士・東部建設事務所	総務課 用地課 道路第一課 道路第二課 河川砂防管理課 都市計画・建築指導課	大月市

別表第五を別表第三とし、別表第六を別表第四とし、同表の次に次の一表を加える。  
別表第五（第十六条関係）

出先機関	支所又は分場等	課	位置	所管区域
------	---------	---	----	------

一 中北保健福祉事務所	峡北支所	衛生課 地域保健課 健康支援課	韮崎市	韮崎市、南アルプス市 及び北杜市
二 中北保健所	峡北支所	衛生課 地域保健課 健康支援課	韮崎市	韮崎市、南アルプス市 及び北杜市
三 山梨県工業技術センター	ワインセンター		甲州市	
四 水産技術センター	忍野支所		南都留郡 忍野村	
五 総合農業技術センター	高冷地分場		北杜市	
六 中北建設事務所	峡北支所	用地課 道路課 河川砂防管理課 都市計画課	韮崎市	韮崎市及び北杜市
七 富士・東部建設事務所	吉田支所	用地課 道路課 河川砂防管理課	富士吉田市	南都留郡及び富士吉田市

別表第七を削る。

別表第八県民相談センターの項中「県民相談センター」を「県民生活センター」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 労働に係る相談に関すること。

別表第八県民生活センターの項に次の五号を加える。

七 消費生活に係る相談及び苦情の処理のあつせんに関すること。

八 消費者に対する啓発及び教育に関すること。

- 九 商品の試験及び検査に関すること。
- 十 個人情報に係る相談及び苦情の処理のあつせん等に関すること。
- 十一 公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）の外部からの通報の窓口に関すること。

別表第八県民生活センターの項の前に次のように加える。

地域県民センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 所管区域内の出先機関との連絡に関すること。</li> <li>二 所管区域内の保健福祉事務所、林務環境事務所、農務事務所及び建設事務所の庶務的事務に関すること。</li> <li>三 消防に関すること。</li> <li>四 防災に関すること。</li> <li>五 災害対策本部地方連絡本部に関すること。</li> <li>六 防災行政無線に関すること。</li> <li>七 国民保護に関すること。</li> <li>八 安全で安心なまちづくりの推進に関すること。</li> <li>九 土砂運搬の適正化に関すること。</li> <li>十 総合窓口に関すること。</li> <li>十一 広聴及び広報に関すること。</li> <li>十二 情報公開に関すること。</li> <li>十三 一般旅券の発給に関すること。</li> <li>十四 県税に係る納税証明、収納等に関すること。</li> <li>十五 所管区域内のかいの財務事務に関すること。</li> </ul>
----------	---

別表第八消費生活センターの項を削る。

別表第八消防学校の項の次に次のように加える。

保健福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 災害救助に関すること。</li> <li>二 社会福祉事業団体の指導監督に関すること。</li> <li>三 保健福祉思想の普及及び啓発に関すること。</li> <li>四 身体障害者及び身体障害児の福祉に関すること。</li> <li>五 知的障害者の福祉に関すること。</li> <li>六 発達障害者の支援に関すること。</li> <li>七 民生委員、児童委員及び主任児童委員に関すること。</li> <li>八 婦人保護に関すること。</li> </ul>
---------	--



九 児童福祉に関すること。  
 十 市町村の児童福祉施設に係る助言等に関すること。  
 十一 母子家庭、父子家庭及び寡婦の福祉に関すること。  
 十二 生活保護に関すること（峡南保健福祉事務所及び富士・東部保健福祉事務所に限る。）。  
 十三 行旅病人及び死亡人の取扱いに関すること（峡南保健福祉事務所及び富士・東部保健福祉事務所に限る。）。  
 十四 老人福祉に関すること。  
 十五 高齢化社会対策に関すること。  
 十六 介護保険に関すること。  
 十七 戦没者の慰霊に関すること。  
 十八 保健、医療及び福祉の調査、研究及び計画策定に関すること。  
 十九 学生の実習、指導等の企画調整に関すること。  
 二十 保健所の事務の総合調整に関すること。

別表第八保健所の項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十五号中「及び犬の取締り処理」を削り、同項を同項第十四号とし、同項第十六号から第三十九号までを一号ずつ繰り上げ、同項第四十号を削り、同項第四十一号中「甲府保健所」を「中北保健所」に改め、同項を同項第三十九号とし、同項第四十二号を同項第四十号とする。  
 別表第八精神保健福祉センターの項の次に次のように加える。

林務環境事務所

- 一 環境の保全及び創造のための活動の推進に関すること。
- 二 廃棄物の処理及び清掃に関すること。
- 三 使用済自動車の再資源化等に関すること。
- 四 建設資材の再資源化等に関すること。
- 五 公害に関すること。
- 六 浄化槽の設置、保守点検及び清掃に関すること。
- 七 温泉に関すること。
- 八 富士五湖の静穏の保全に関すること（峡南林務環境事務所及び富士・東部林務環境事務所に限る。）。
- 九 自然環境の保全に関すること。
- 十 国立公園、国定公園及び県立自然公園に関すること。

- 十一 歴史文化公園に関すること。
- 十二 高山植物の保護に関すること。
- 十三 景観対策に関すること。
- 十四 野生鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関すること。
- 十五 緑化施策に関すること。
- 十六 森林計画に関すること。
- 十七 民有林の造林及び保護に関すること。
- 十八 林業種苗に関すること。
- 十九 森林国営保険に関すること。
- 二十 ゴルフ場等の造成事業の適正化に関すること。
- 二十一 林地開発に関すること。
- 二十二 岩石、砂利及び土の採取に関すること。
- 二十三 林業・木材産業構造改革事業に関すること。
- 二十四 森林組合の指導監督に関すること。
- 二十五 林業労働対策に関すること。
- 二十六 林業金融に関すること。
- 二十七 木材の流通対策及び需給に関すること。
- 二十八 特用林産物に関すること。
- 二十九 保安林及び保安施設地区に関すること。
- 三十 保安林改良事業等に関すること。
- 三十一 恩賜県有財産の保護の責任を有する市町村、市町村組合及び財産区の業務の指導監督に関すること。
- 三十二 県有林野の管理計画に関すること。
- 三十三 県有林野等の取得、管理及び処分に関すること。
- 三十四 県有林野等の部分林、小柴及び下草採取区域、貸地等に関すること。
- 三十五 県有林野等の境界の管理に関すること。
- 三十六 貸地等に係る県有施設の維持管理に関すること。
- 三十七 県有林野等の登記事務に関すること。
- 三十八 森林公園金川の森に関すること（峡東林務環境事務所に限る。）。
- 三十九 県有林野の造林及び保護に関すること。
- 四十 県行造林に関すること。
- 四十一 保健休養林に関すること。

<p>四十二 治山工事の設計、施工及び監督に関する事      四十三 地すべり防止に関する事。      四十四 林道工事の設計、施工及び監督に関する事。      四十五 林道及び治山施設の管理に関する事。      四十六 防衛施設周辺整備事業に関する事（富士・東部林務環境事務所に限る。）。</p>	<p>別表第八森林総合研究所の項に次の一号を加える。      七 林業技術の普及及び林業経営の指導に関する事。      別表第八大坂事務所の項の次に次のように加える。</p>	<p>農務事務所</p> <p>一 農業 農村及び食料の施策の推進及び総合調整に関する事。      二 農業振興地域整備計画等の農業及び農村の計画の調整及び策定の支援に関する事。      三 農業経営基盤強化対策の推進に関する事。      四 農業委員会の指導監督及び調査に関する事。      五 農業協同組合、農業共済組合等の連絡調整に関する事。      六 農地又は採草放牧地についての権利の設定、解除、移転及び転用に関する事。      七 農地又は採草放牧地の利用関係の紛争の処理に関する事。      八 農業農村整備事業の調査計画に関する事。      九 農業農村整備事業の啓発に関する事。      十 農業災害の調査及び対策の連絡調整に関する事。      十一 農業まつり、農業者年金、献穀及び農業機械安全対策並びに農業安全対策等の農業者の啓発に関する事。      十二 水田農業対策の推進に関する事。      十三 農業及び農村の構造改善及び振興対策に関する事。      十四 都市と農村の交流の推進に関する事。      十五 農作物及び畜産物の経営生産振興対策及び流通対策の推進に関する事。      十六 農業公害防止対策の啓発指導に関する事。      十七 内水面漁業の振興に関する事。      十八 青果物の等級格付団体の指導に関する事。      十九 肥料の取締りに関する事。</p>
<p>二十 農業改良助長法の規定による農業経営及び農村生活の改善に関する支援及び情報提供に関する事。      二十一 農業金融に関する事。      二十二 新規就農を促進するための情報提供、相談その他の活動に関する事。      二十三 農地等の買収及び売渡しの嘱託登記に関する事。      二十四 土地改良事業計画及び換地計画の決定並びに認可、同意及び公告に関する事。      二十五 農業農村整備事業の負担金の徴収に関する事。      二十六 土地改良財産の管理及び処分に関する事。      二十七 土地改良区等の指導監督及び検査に関する事。      二十八 農業農村整備事業の用地等の買収、登記及び補償に関する事。      二十九 農業農村整備事業の設計、施工及び監督並びに助言に関する事。      三十 地すべり防止に関する事。      三十一 農地及び農業用施設の災害の防止及び復旧に関する事。      三十二 防衛施設周辺整備事業に関する事（富士・東部農務事務所に限る。）。</p>	<p>別表第八総合農業試験場の項中「総合農業試験場」を「総合農業技術センター」に改め、同項第一号中「試験研究」の下に「及び普及事業」を加え、同項中第六号を第九号とし、第五号の次に次の三号を加える。      六 農業改良助長法の規定による高度な農業技術及び農業経営に関する普及指導及び情報提供に関する事。      七 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する事。      八 新規就農者の育成に関する事。      別表第八果樹試験場の項に次の三号を加える。      三 農業改良助長法の規定による高度な果樹の栽培技術及び農業経営に関する普及指導及び情報提供に関する事。      四 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する事。      五 新規就農者の育成に関する事。      別表第八畜産試験場の項に次の三号を加える。      三 農業改良助長法の規定による高度な家畜の飼育管理の技術及び畜産経営に関する事。</p>	



る普及指導及び情報提供に関すること。  
 四 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関すること。  
 五 新規就農者の育成に関すること。  
 別表第八地域農業改良普及センターの項を削る。  
 別表第八農業大学の項の次に次のように加える。

建設事務所

- 一 建設業者の指導監督に関すること。
- 二 公共測量に関すること。
- 三 土木工事に関する用地の取得、登記及び補償に関すること。
- 四 道路工事の設計、施工及び監督に関すること。
- 五 道路及び河川の愛護奨励に関すること。
- 六 道路の管理に関すること。
- 七 災害復旧事業に関すること。
- 八 河川、砂防、地すべり防止及び急傾斜地崩壊対策の工事の設計、施工及び監督に関すること。
- 九 水防に関すること。
- 十 砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に関すること。
- 十一 河川の管理に関すること。
- 十二 河川産出物の採取に関すること。
- 十三 道路、河川及び土木部所管普通財産並びに国土交通大臣の所管に属する国有財産の管理に関すること。
- 十四 都市計画に関すること。
- 十五 市街地開発事業に関すること。
- 十六 都市公園に関すること。
- 十七 国庫補助及び県費補助に係る市町村土木事業の指導、監督及び検査に関すること（釜無川流域下水道事務所及び桂川流域下水道事務所の分掌に係るものを除く。）。
- 十八 公共下水道に関すること（釜無川流域下水道事務所及び桂川流域下水道事務所の分掌に係るものを除く。）。
- 十九 開発行為等及び宅地開発事業に関すること。
- 二十 優良宅地及び優良住宅に関すること。
- 二十一 風致地区内における建築物等の規制に関すること。
- 二十二 屋外広告物に関すること。

- 二十三 宅地建物取引業に関すること。
- 二十四 不動産特定共同事業に関すること。
- 二十五 県営住宅に関すること（管理に関するものを除く。）。
- 二十六 市町村公営住宅の整備及び管理の指導に関すること。
- 二十七 建築相談及び住宅相談に関すること。
- 二十八 建築物等の規制に関すること。
- 二十九 建設資材の分別解体等の指導等に関すること。
- 三十 建築統計調査に関すること。
- 三十一 建築物等の防災に関すること。
- 三十二 建築士及び建築士事務所に関すること。
- 三十三 浄化槽の設置に関すること。
- 三十四 住宅金融公庫融資住宅の工事審査に関すること。

別表第八を別表第六とする。

（山梨県事務委任規則の一部改正）

**第二条** 山梨県事務委任規則（昭和四十三年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「地域振興局長」を「保健福祉事務所長」に改め、同条第一項中「地域振興局長」を「保健福祉事務所長」に改め、「（二）以上の地域振興局の所管区域に係るものを除く。」を削り、同項第一号及び第二号を削り、同項第三号イ中「第一条の二第三項」を「第十七条第四項」に改め、同項中同号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号及び第六号を削り、第七号を第三号とし、第八号及び第九号を削り、第十号を第四号とし、第十一号から第十六号までを削り、第十七号を第五号とし、第十八号から第二十四号までを削り、同条第二項を削る。

第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

（水産技術センター所長への委任）

**第八条** 水産技術センター所長に次の事務を委任する。

山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例（平成十三年山梨県条例第四号）  
 第四条第三項の規定による入館料の減額及び免除の承認に関すること。

（山梨県財務規則の一部改正）

**第三条** 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号及び第七号を次のように改める。  
 六 県民センター管内のかい、かいのうち東京事務所、大阪事務所及び警察署以外

のものという。

七 財務審査監 出納長から委任を受けて県民センター管内のかいに係る事務の一部を行う出納員をいう。

第二条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 かいの出納員 第二十九条第一項の規定により東京事務所、大阪事務所及び警察署に置かれる出納員をいう。

第二条第十三号を次のように改める。

十三 物品出納員等 第二十九条第一項の規定により置かれる物品出納員及びびかいの出納員をいう。

第二条中第十四号から第十六号までを削り、第十七号を第十四号とする。

第三条第一項の表かい長の項第二号中「購入」の下に「及び知事が別に定める地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第百六十七条の十二第一項の規定による指名競争入札の参加者の指名（第七号において「指名競争入札の参加者の指名」という。）を加え、同項第七号に次のただし書を加える。

ただし、知事が別に定める指名競争入札の参加者の指名を除く。

第三条第二項の表を次のように改める。

区	分	地域県民センター	林務環境事務所、農務事務所及び建設事務所	森林総合研究所、緑化センター、新環状・西関東道路建設事務所、広瀬・琴川ダム事務所、荒川ダム管理事務所、大門・塩川ダム管理事務所、深城ダム管理事務所、釜無川流域下水道事務所及び桂川流域下水道事務所	その他のかい
一 工事請負契	一件につき百	一件につき一	一件につき五千	一件につき百	

約（用地取得又は損失補償を伴う場合は、その契約を含む。）	万円	億円	万円	万円
二 工事のための測量、試験及び設計の委託契約	一件につき五十万円	一件につき五千万円	一件につき二十万円	一件につき五十万円
三 用地取得又は損失補償の契約	一件につき五十万円	一件につき一億円	一件につき五万円	一件につき五十万円
四 道路、河川、公園等施設の管理のための委託契約		一件につき一千万円	一件につき一十万円	
五 物品の買入れ又は修繕の契約	一件につき五百万円	一件につき一百万円	一件につき一十万円	一件につき一百万円
六 前各項の契約以外の契約	一件につき五百万円	一件につき五百万円	一件につき五百万円	一件につき五百万円

第三条第四項中「地域振興局長」を「中北地域県民センター所長、中北地域県民センター所長、中北保健福祉事務所所長、中北建設事務所所長及び富士・東部建設事務所所長」に改める。

第三条の二第一項の表中「委任」を「委任」に改め、同表財務審査監の職にある出納員の項第一号及び第二号を次のように改める。

一 所管する県民センター管内のかいに係る現金及び有価証券の出納並びにこれら

の保管に関する事務（税務出納員への委任事務を除く。）

二 所管する県民センター管内のかいに係る歳入の収納及び歳出の支払に関する事務（支払案内書、れい出支払案内書及び支払取消案内書の発付並びに在庫支出金等収納通知書、支払通知書、れい出支払通知書、公金振替書、更正通知書、訂正通知書及び支払取消通知書の送付に関する事務並びに税務出納員への委任事務を除く。）

第三条の二第一項の表財務審査監の職にある出納員の項に次の三号を加える。

三 所管する県民センター管内のかいに係る小切手の振出しに関する事務

四 所管する県民センター管内のかいに係る雑部金の出納及び保管に関する事務（支払案内書、れい出支払案内書及び支払取消案内書の発付並びに支払通知書、れい出支払通知書、公金振替書、更正通知書、訂正通知書及び支払取消通知書の送付に関する事務並びに税務出納員への委任事務を除く。）

五 所管する県民センター管内のかいに係る支出負担行為の確認及び支出命令の審査に関する事務

第三条の二第一項の表かいの出納員の項第七号から第九号までを削る。

第二条の二第一項の表出納局管理課長、管理課長補佐、管財課長及び管財課長補佐の職にある者以外の本庁の物品出納員の項中「管理課長補佐」を「出納局管理課総括課長補佐」に、「管財課長補佐」を「管財課総括課長補佐」に改め、同表振興局の物品出納員の項を次のように改める。

県民センター管内のかいに置かれる物品出納員

一 地域県民センターに置かれる物品出納員にあつては、次のアからケまでに掲げる区分に従い、それぞれ当該アからケまでに掲げるかいに係る物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に関する事務

ア 中北地域県民センターに置かれる物品出納員（北巨摩合同庁舎に配置されるものに限る。） 中北地域県民センター

イ（総務課、県民課、会計第一課及び会計第二課に限る。）

（中北保健福祉事務所（峡北支所に限る。））、中北林務環境事務所、中北農務事務所及び中北建設事務所（峡北支所に限る。）

イ 中北地域県民センターに置かれる物品出納員（中央合同庁舎に配置されるものに限る。） 中北地域県民センター（峡中総務第一課に限る。）及び中北保健福祉事務所（峡北支所を除く。）

ウ 中北地域県民センターに置かれる物品出納員（貢川合同庁舎に配置されるものに限る。） 中北地域県民センター（峡中総務第二課及び会計第三課に限る。）及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）

工 峡東地域県民センターに置かれる物品出納員 峡東地域県民センター、峡東保健福祉事務所、峡東林務環境事務所、峡東農務事務所及び峡東建設事務所

オ 峡南地域県民センターに置かれる物品出納員（南巨摩合同庁舎に配置されるものに限る。） 峡南地域県民センター（総務課、県民課、会計第一課及び会計第二課に限る。）及び峡南保健福祉事務所

カ 峡南地域県民センターに置かれる物品出納員（西八代合同庁舎に配置されるものに限る。） 峡南地域県民センター（西八代総務課に限る。）、峡南林務環境事務所、峡南農務事務所及び峡南建設事務所

キ 富士・東部地域県民センターに置かれる物品出納員（南都留合同庁舎に配置されるものに限る。） 富士・東部地域県民センター（総務課、県民課、会計第一課及び会計第二課に限る。）、富士・東部林務環境事務所及び富士・東部農務事務所

ク 富士・東部地域県民センターに置かれる物品出納員（富士吉田合同庁舎に配置されるものに限る。） 富士・東部地域県民センター（吉田総務課に限る。）、富士・東部保健福祉事務所及び富士・東部建設事務所（吉田支所に限る。）

ケ 富士・東部地域県民センターに置かれる物品出納員（北都留合同庁舎に配置されるものに限る。） 富士・東部地域県民センター（北都留総務課に限る。）及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）

ニ 保健福祉事務所、林務環境事務所、農務事務所及び建設事務所に置かれる物品出納員にあつては、物品のうち第四百四十六条第一項の規定により支出負担行為の伺いをもつて物品要求書に代えたもの（備品及び動物を除く。）の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に関する事務

三 その他の県民センター管内のかに置かれる物品出納員にあつては、そのかに係る物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に関する事務

第三条の第二項の表振興局部の物品出納員の項を削り、同条第二項中「別表第一の四」を「別表第一の三」に、「かいの出納員」を「財務審査監の職にある出納員」に改め、同条第三項の表中「委任事項」を「委任事務」に、「第三十条第四項」を「第三十条第五項」に、「かいの出納員」を「財務審査監の職にある出納員、かいの出納員」に改め、同条中同項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 出納長は、別表第一の四の上欄に掲げる者に、それぞれ同表下欄に掲げる出先機関の前項の表の県民センター管内のかに置かれる物品出納員の項に掲げる事務を委任する。

第二十一条第一項中「及びかいの出納員（一件二十万円未満のもの並びに東京事務所及び大阪事務所に係るものにあつては、かいの出納員）」を、「かいの出納員」に改める。

第二十二条第一項中「及びかいの出納員（一件五十万円未満のもの、県税に係る過誤納金並びに東京事務所及び大阪事務所に係るものにあつては、かいの出納員）」を「又はかいの出納員」に改める。

第二十九条第一項中「及びかいに」を「及び管理課並びにかいのうち東京事務所、大阪事務所及び警察署に」に、「地域振興局（峡中地域振興局を除く。）」に「を」を「県民センター管内のかに」に、「県税事務所」を「総合県税事務所」に改め、同項後段を削る。

第三十条第三項中「、及び同表上欄に掲げる職員は、その職員である間、」を削り、同項ただし書中「振興局の物品出納員、振興局部の」を「県民センター管内のかに置かれる」に改め、同項の表を次のように改める。

一 出納局長、出納局会計課長、出納局会計課総括課長補佐、財務審査監、東京事務所次長及び大阪事務所次長	出納員
二 出納局管理課長、出納局管理課総括課長補佐、管財課長、管財課総括課長補佐並びに課長（財政課長及び税務課長を除く。） （が所属する課及び局の総括課長補佐（警察本部会計課にあつては次席、人事委員会事務局及び監査委員事務局にあつては総	物品出納員

括次長補佐、労働委員会事務局にあつては次長補佐）並びに地域県民センター次長、県民生活センター次長、職員研修所次長、総合県税事務所副所長、自動車税事務所次長、消防学校教頭、児童相談所次長、甲陽学園副園長、障害者相談所次長、あけぼの医療福祉センター事務局次長、育精福祉センター次長、富士ふれあいセンター次長、衛生公害研究所次長、食肉衛生検査所次長、動物愛護指導センター次長、精神保健福祉センター次長、環境科学研究所総務課長、森林総合研究所次長、緑化センター次長、総合理工学研究機構事務次長、計量検定所次長、宝石美術専門学校事務局総務課長、山梨県工業技術センター次長、富士工業技術センター次長、産業技術短期大学校管理部長、高等技術専門学校副校長、農務事務所次長、家畜保健衛生所次長、水産技術センター次長、総合農業技術センター次長、果樹試験場次長、畜産試験場次長、酪農試験場次長、農業大学校次長、新環状・西関東道路建設事務所次長、広瀬・琴川ダム事務所次長、深城ダム管理事務所次長、釜無川流域下水道事務所次長及び桂川流域下水道事務所次長

三 総合県税事務所総務管理課長及び自動車税事務所総務管理課長 税務出納員

第三十条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。  
4 第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる職員は、その職員にある間、同表下欄に掲げる職に発令通知書を用いなくて任命されたものとみなす。

出納局会計課に所属する職員（会計課長、総括課長補佐、主任技術員及び技術員を除く。）、出納局管理課に所属する職員（管理課長、総括課長補佐及び国費を担当する職員を除く。）、及び地域県民センターに所属する職員（会計第一課、会計第二課及び会計第三課（中北地域県民センターに限る。）の職員に限る。）、	経理員
---	-----

第三十条に次の一項を加える。

6 教育庁、警察本部、人事委員会事務局、県議会事務局又は監査委員事務局に所属する職員が第一項、第二項若しくは第三項ただし書の規定により出納員その他の会



計職員に任命され、第三項本文若しくは第四項の規定により出納員その他の会計職員に任命されたものとみなされ、又は前項の規定により現金収納員とされたときは、その職にある間、又はその職員である間、発令通知書を用いないで事務吏員に併せて任命されたものとみなす。

第三十一条第一項ただし書中「かいの出納員」の下に「又は県民センター管内のかに置かれる物品出納員」を加え、同項の表を次のように改める。

一 警察署の副署長又は次長	事務吏員及び出納員
二 教育事務所次長、総合教育センター管理部長、県立図書館副館長、県立美術館総務課長、県立文学館総務課長、県立博物館総務課長及び県立学校の事務長	事務吏員及び物品出納員

第四十六条第二項中「地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」といふ。）を「令」に改める。

第四百一条第三項中「（地域振興局に置かれる物品出納員にあつては、振興局部の物品出納員に限る。）」を削る。

第二百四十七条中「かいその他の出先機関について年一回以上行なう」を「東京事務所、大阪事務所及び警察署については年一回以上、その他の出先機関については必要に応じて行なう」に改める。

第二百四十八条第三項ただし書中「地域振興局」を「林務環境事務所、農務事務所及び建設事務所」に改める。

第二百六十九条の表一の項及び二の項を次のように改める。

一 支出負担行為	本庁及びかい	専決又は代決をする権限をもつ職員
二 法第二百三十二条の四第一項の命令	本庁及びかい	専決又は代決をする権限をもつ職員

別表第一から別表第一の四までを次のように改める。

**別表第一（第二条関係）**

かい

地域県民センター、県民生活センター、男女共同参画推進センター、東京事務所、職員研修所、総合県税事務所、自動車税事務所、県立大学、消防学校、保健福祉事務所、女性相談所、児童相談所、甲陽学園、障害者相談所、あけぼの医療福祉センター、育精福祉センター、富士ふれあいセンター、衛生公害研究所、食肉衛生検査所、動物愛護指導センター、精神保健福祉センター、林務環境事務所、環境科学研究所、森林総合研究所、緑化センター、総合理工学研究機構、計量検定所、宝石美術専門学校、工業技術センター、産業技術短期大学校、高等技術専門学校、就業支援センター、大阪事務所、農務事務所、家畜保健衛生所、水産技術センター、総合農業技術センター、果樹試験場、畜産試験場、酪農試験場、農業大学校、建設事務所、新環状・西関東道路建設事務所、広瀬・琴川ダム事務所、荒川ダム管理事務所、大門・塩川ダム管理事務所、深城ダム管理事務所、釜無川流域下水道事務所、桂川流域下水道事務所、教育事務所、総合教育センター、県立図書館、県立美術館、県立博物館、県立考古博物館、県立文学館、県立学校及び警察署

**別表第一の二（第三条関係）**

かい長に委任する出先機関

かい長	出先機関
一 中北保健福祉事務所長	衛生監視指導センター
二 県立大学事務局長	女子短期大学、看護大学及び看護大学短期大学部
三 県立考古博物館副館長	埋蔵文化財センター

**別表第一の三（第三条の二関係）**

財務審査監の職にある出納員に委任する出先機関

出納員	出先機関
一 中北保健福祉事務所を所管する出納員	衛生監視指導センター

二 県立大学を所管する 出納員	女子短期大学、看護大学及び看護大学短期大学部
三 県立考古博物館を所 管する出納員	埋蔵文化財センター

**別表第一の四（第三条の二関係）**

県民センター管内のかいに置かれる物品出納員に委任する出先機関

物品出納員	出先機関
一 中北保健福祉事務所 を所管する物品出納員	衛生監視指導センター
二 県立大学を所管する 物品出納員	女子短期大学、看護大学及び看護大学短期大学部
三 県立考古博物館を所 管する物品出納員	埋蔵文化財センター

別表第一の五を削る。

（山梨県建築基準法施行細則等の一部改正）

**第四条** 次に掲げる規則の規定中「地域振興局」を「建設事務所」に改める。

- 一 山梨県建築基準法施行細則（昭和二十六年山梨県規則第十三号）第二条、第二条の二及び第九条第一項
- 二 建築士法施行細則（昭和二十六年山梨県規則第三十四号）第二条
- 三 山梨県河川管理規則（昭和四十一年山梨県規則第二号）第二条及び第七条
- 四 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則（昭和四十五年山梨県規則第七号）第十条及び第十一条第一項
- 五 山梨県都市計画公聴会規則（昭和四十五年山梨県規則第八号）第三条第二項第二号
- 六 山梨県都市計画法施行細則（昭和四十六年山梨県規則第二十五号）第三条第一項及び第六条
- 七 山梨県宅地建物取引業法施行細則（昭和五十六年山梨県規則第四十九号）第五条

の表及び第六条

（山梨県漁業調整規則の一部改正）

**第五条** 山梨県漁業調整規則（昭和二十七年山梨県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

**第二条** 削除

（山梨県恩賜県有財産管理条例施行規則の一部改正）

**第六条** 山梨県恩賜県有財産管理条例施行規則（昭和二十八年山梨県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「売払」を「売払い」に、「貸付」を「貸付け」に、「地域振興局長」を「林務環境事務所長」に改める。

第八条の見出し中「引渡」を「引渡し」に改め、同条中「引渡」を「引渡し」に、「地域振興局長」を「林務環境事務所長」に改める。

第九条及び第十二条第一項中「地域振興局長」を「林務環境事務所長」に改める。

第十六条中「地域振興局長」を「林務環境事務所長」に改め、同条ただし書中「規定」を「いづれか」に改める。

第二十一条、第二十六条第一項、第二十九条及び第三十条ただし書中「地域振興局長」を「林務環境事務所長」に改める。

第三十三条の二中「地域振興局長」を「林務環境事務所長」に、「引渡」を「引渡し」に改める。

第三十四条、第四十五条の二第一項、第四十六条第一項、第四十八条、第五十五条第一項、第五十七条第二項並びに第六十一条第一項及び第二項中「地域振興局長」を「林務環境事務所長」に改める。

第六十四条中「地域振興局」を「林務環境事務所」に改める。

（山梨県県行造林条例施行規則の一部改正）

**第七条** 山梨県県行造林条例施行規則（昭和三十四年山梨県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第八条中「地域振興局長」を「林務環境事務所長」に改める。

第十三条中「地域振興局」を「林務環境事務所」に改める。

（山梨県食品行商条例施行規則の一部改正）

**第八条** 山梨県食品行商条例施行規則（昭和三十四年山梨県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「その者の主たる行商区域を管轄する保健所長（以下「保健所長」という。）を經由しなければ」を「行わなければ」に改める。



第二条、第三条及び第五条中「保健所長を經由しなければ」を「行わなければ」に改める。

(山梨県行旅病人、行旅死亡人及び同伴者取扱規則の一部改正)

第九条 山梨県行旅病人、行旅死亡人及び同伴者取扱規則(昭和三十五年山梨県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第九条中「地域振興局」を「保健福祉事務所」に改める。

(山梨県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則等の一部改正)

第十条 次に掲げる規則の規定中「地域振興局」を「農務事務所」に改める。

一 山梨県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則(昭和三十六年山梨県規則第七十三号)第十条

二 山梨県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則(昭和四十五年山梨県規則第十号)第八条

三 山梨県土地改良法施行細則(昭和四十八年山梨県規則第五十七号)第三条

(山梨県鳥獣保護員設置規則の一部改正)

第十一条 山梨県鳥獣保護員設置規則(昭和三十八年山梨県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条中「地域振興局長」を「林務環境事務所長」に改める。

(山梨県公有財産事務取扱規則の一部改正)

第十二条 山梨県公有財産事務取扱規則(昭和三十九年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「地域振興局にあつては、地域振興局に置かれる部の長」を削る。

(山梨県収入証紙条例施行規則の一部改正)

第十三条 山梨県収入証紙条例施行規則(昭和三十九年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二百号及び第二百三号を次のように改める。

百一及び百三 削除

別表第二百五号を次のように改める。

百五 削除

別表第一百七号を次のように改める。

百七 削除

別表第三百五十九号を次のように改める。

三百五十九 総合農業技術センター分析又は検定手数料

(山梨県都市公園条例施行規則の一部改正)

第十四条 山梨県都市公園条例施行規則(昭和三十九年山梨県規則第二十一号)の一部

を次のように改正する。

第八条第一項中「地域振興局建設部」を「建設事務所」に、「山梨県峡東地域振興局林務環境部」の事務所」を「山梨県峡東林務環境事務所」に改め、同条第二項第一号中「山梨県峡東地域振興局林務環境部の事務所」を「山梨県峡東林務環境事務所」に改める。

(山梨県農村住宅資金助成条例施行規則の一部改正)

第十五条 山梨県農村住宅資金助成条例施行規則(昭和四十二年山梨県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「地域振興局」を「農務事務所」に改める。

第一号様式の注一中「沼津沼田」を「沼津沼田」に改める。

(山梨県総合農業試験場手数料条例施行規則の一部改正)

第十六条 山梨県総合農業試験場手数料条例施行規則(昭和四十四年山梨県規則第十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県総合農業技術センター手数料条例施行規則

第一条中「山梨県総合農業試験場手数料条例」を「山梨県総合農業技術センター手数料条例」に改める。

第二条中「山梨県総合農業試験場長」を「山梨県総合農業技術センター所長」に、「場長」を「所長」に改める。

第三条から第五条までの規定中「場長」を「所長」に改める。

別記様式中「沼田沼田沼田沼田沼田」を「沼田沼田沼田沼田沼田沼田」に、「沼田沼田沼田沼田沼田沼田」を「沼田沼田沼田沼田沼田沼田」に改める。

(山梨県立精神保健福祉センター設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第十七条 山梨県立精神保健福祉センター設置及び管理条例施行規則(昭和四十六年山梨県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二号様式中「沼田沼田」を「沼田沼田」に改める。

(山梨県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規則の一部改正)

第十八条 山梨県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規則(昭和四十六年山梨県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「地域振興局(峡中地域振興局、峡南地域振興局の健康福祉部(南巨摩郡身延町に勤務する職員に係るものに限る。))及び身延建設部並びに富士北麓・東部地域振興局の健康福祉部吉田保健所及び吉田林務環境部を除く。」を「保健福祉事務所、林務環境事務所、農務事務所及び建設事務所」に、「企画振興部」を「地域

県民センター」に、「局長」を「所長」に改める。

(山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例施行規則等の一部改正)

第十九条 次に掲げる規則の規定中「地域振興局」を「林務環境事務所」に改める。

- 一 山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例施行規則(昭和四十八年山梨県規則第五十二号)第十四条
- 二 山梨県恩賜県有財産土地利用条例施行規則(昭和四十八年山梨県規則第六十七号)第四条

- 三 山梨県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和六十年山梨県規則第五十八号)第六条第一項及び第十三条
- 四 山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成五年山梨県規則第二十三号)第四条

- 五 山梨県森林法施行細則(平成十二年山梨県規則第五十二号)第十九条及び第二十条
- 六 山梨県温泉法施行細則(平成十四年山梨県規則第二十二号)第三条第一項

(青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則の一部改正)

第二十条 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則(昭和五十三年山梨県規則第八号)の一部を次のように改正する。

- 第八条第三号中「地域振興局」を「保健福祉事務所」に改め、同条に次の一号を加える。
- 七 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成に係る業務を行う職員別表中「西八代郡上九一色村」を「南都留郡富士河口湖町」に改める。

(山梨県県民相談センター設置条例施行規則の一部改正)

第二十一条 山梨県県民相談センター設置条例施行規則(昭和五十五年山梨県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

- 題名を次のように改める。
- 山梨県県民生活センター設置条例施行規則

第一条中「山梨県県民相談センター設置条例」を「山梨県県民生活センター設置条例」に改める。

第二条第一項中「山梨県県民相談センター」を「山梨県県民生活センター」に改める。

第三条の見出しを「(移動県民生活センターの開設)」に改め、同条中「移動県民相談センター」を「移動県民生活センター」に改める。

第七条中「企画県民局長」を「企画部長」に改める。

(建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部改正)

第二十二条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則(昭和五十六年山梨県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第四条を削る。

(山梨県興行場法施行細則の一部改正)

第二十三条 山梨県興行場法施行細則(昭和五十九年山梨県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十条を削る。

(山梨県公衆浴場法施行細則の一部改正)

第二十四条 山梨県公衆浴場法施行細則(昭和六十一年山梨県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第八条を削る。

(山梨県児童福祉法施行細則の一部改正)

第二十五条 山梨県児童福祉法施行細則(昭和六十二年山梨県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条中「地域振興局」を「保健福祉事務所」に改める。

第四号様式の注一及び第四号様式の二の注一中「~~若~~海~~津~~灘~~回~~輪~~廻~~遊~~遊~~」を「~~和~~輪~~廻~~遊~~遊~~」に改める。

(山梨県老人福祉法施行細則の一部改正)

第二十六条 山梨県老人福祉法施行細則(昭和六十二年山梨県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第七条を削る。

(山梨県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第二十七条 山梨県屋外広告物条例施行規則(平成四年山梨県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項及び第三項中「地域振興局建設部」を「建設事務所」に改める。

第二号様式注を次のように改める。

併 副外公用物許可済証の併には、次に掲げる記号を入れること。

記号	区分	事務所
11	分	丹七建設事務所
12	分	峡北支所

峡東建設事務所	20
峡東建設事務所	30
附十・東部建設事務所	40

(山梨県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

**第二十八条** 山梨県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則(平成五年山梨県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「保健所又は国、県、市町村立等の病院若しくは診療所で受診した」を削る。

(山梨県療育手帳交付規則の一部改正)

**第二十九条** 山梨県療育手帳交付規則(平成十五年山梨県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第七条」を「第八条」に、「第六条第一項」を「第七条第一項」に改める。

(山梨県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

**第三十条** 山梨県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(平成十五年山梨県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「地域振興局健康福祉部(保健所がその属する地域振興局健康福祉部と住所を異にする場合にあつては、当該保健所)」を「保健福祉事務所(支所を置く保健福祉事務所にあつては、当該支所)」に改める。

第十八条第二項及び第二十一条中「地域振興局健康福祉部」を「保健福祉事務所」に改める。

(山梨県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部改正)

**第三十一条** 山梨県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則(平成十七年山梨県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「地域振興局建設部」を「建設事務所」に改める。

(山梨県家庭相談員設置規則の廃止)

**第三十二条** 山梨県家庭相談員設置規則(昭和四十一年山梨県規則第四十四号)は、廃止する。

**附 則**

(施行期日)

- この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
- (山梨県行政組織規則に係る経過措置)
- この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に第一条の規定による改正前の山梨県行政組織規則の規定による機関によつてなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為は、同条の規定による改正後の山梨県行政組織規則の規定による相当の機関によつてなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 第一条の規定の施行の際現に次の表の上欄に掲げる機関に勤務する者のうち、別に発令されない者は、それぞれ同表の下欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとする。

峡中地域振興局企画振興部	中北地域県民センター
峡中地域振興局健康福祉部	中北保健福祉事務所
峡中地域振興局健康福祉部小笠原保健所	
峡中地域振興局林務環境部	中北林務環境事務所
峡中地域振興局農務部	中北農務事務所
峡中地域振興局建設部	中北建設事務所
峡東地域振興局企画振興部	峡東地域県民センター
峡東地域振興局健康福祉部	峡東保健福祉事務所
峡東地域振興局健康福祉部日下部保健所	
峡東地域振興局林務環境部	峡東林務環境事務所
峡東地域振興局農務部	峡東農務事務所
峡東地域振興局塩山建設部	峡東建設事務所
峡東地域振興局石和建設部	
峡南地域振興局企画振興部	峡南地域県民センター

富士北麓・東部地域振興局大月建設部	富士・東部建設事務所
富士北麓・東部地域振興局都留建設部	富士・東部建設事務所
富士北麓・東部地域振興局農務部	富士・東部農務事務所
富士北麓・東部地域振興局吉田林務環境部	富士・東部林務環境事務所
富士北麓・東部地域振興局健康福祉部吉田保健所	富士・東部保健福祉事務所
富士北麓・東部地域振興局企画振興部	富士・東部地域県民センター
峡北地域振興局建設部	中北建設事務所
峡北地域振興局農務部	中北農務事務所
峡北地域振興局林務環境部	中北林務環境事務所
峡北地域振興局健康福祉部	中北保健福祉事務所
峡北地域振興局企画振興部	中北地域県民センター
峡南地域振興局市川建設部	峡南建設事務所
峡南地域振興局身延建設部	峡南建設事務所
峡南地域振興局農務部	峡南農務事務所
峡南地域振興局林務環境部	峡南林務環境事務所
峡南地域振興局健康福祉部	峡南保健福祉事務所

<p>7 山梨県建設工事執行規則（昭和四十四年山梨県規則第二十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（山梨県建設工事執行規則の一部改正）</p>	<p>第二十一条第一項の表</p>	<p>読み替える規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
	<p>、 警察署</p> <p>、 県立博物館総務課長 及び 県立学校の事務長</p>	<p>、 警察署</p> <p>、 県立学校の事務長、 警察署</p>	<p>及び警察署</p> <p>、 県立学校及び警察署</p>	<p>読み替える字句</p>

<p>県民相談センター 消費生活センター 病害虫防除所 総合農業試験場</p>	<p>県民生活センター 総合農業技術センター</p>
---	--------------------------------

（山梨県事務委任規則に係る経過措置）

4 施行日前に知事によってなされた処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為は、第二条の規定による改正後の山梨県事務委任規則の規定による相当の機関によってなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為とみなす。

5 施行日前に第二条の規定による改正前の山梨県事務委任規則の規定による機関によってなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為は、同条の規定による改正後の山梨県事務委任規則の規定による相当の機関によってなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為とみなす。

6 施行日から平成十八年六月三十日までの間の第三条の規定による改正後の山梨県財務規則の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十五条中「、同規則第十五条の六第一項に規定する局長」を削る。

(山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例施行規則の一部改正)

8 山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例施行規則(平成十二年山梨県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「知事」を「水産技術センター所長(以下「所長」という。)」に改める。

第四条中「知事」を「所長」に改める。

第二号様式から第四号様式までの規定中「「沼田知事」を「「沼田水産技術センター所長」」に改める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番